

## 藤田医科大学病院 疑義照会簡素化プロトコル

藤田医科大学病院

### 1. 基本事項

院外処方せんに係る疑義照会、確認事項等の処方医への照会・確認において、保険薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、下記第3項の事例①から⑦において、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への直接確認を不要とする。

但し、必要に応じての直接照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

### 2. 手順

- ① 藤田医科大学病院より、疑義照会簡素化プロトコルについての説明を受け、「藤田医科大学病院 疑義照会簡素化プロトコル合意書」を取り交わす。
- ② 「藤田医科大学病院 疑義照会簡素化プロトコル合意書」を取り交わした調剤薬局においては、下記第3項の事例①から⑦に該当するものについて以下の手順とする。
- ③ 事例①～⑦に該当する処方の場合には、患者より同意を得たうえで疑義照会を簡素化し、処方内容を変更することができる。特に価格や服用方法の変更が発生する場合については十分に説明の上、同意を得る。
- ④ 処方箋備考欄に患者の同意を得た旨、必須事項を記し、当院薬剤部へFAXにて報告する。

### 3. 問い合わせ簡素化事例

#### ① 一包化調剤への変更

- ・ 薬剤管理、利便性等の観点から必要と判断した場合を対象とする。ただし、調剤報酬を伴う場合には「心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な場合」または「多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止する」の理由による場合のみが対象である。
- ・ コメントに「一包化不可」とある場合は除く。
- ・ 各薬剤の安定性等に配慮し、実施する。

#### ② 成分が同一の銘柄変更

例1: 「グラクティブ錠 50mg」 → 「ジャヌビア錠 50mg」

例2: 「ロキソプロフェン Na 錠 60mg 「トーワ」」 → 「ロキソニン錠 60mg」

例3: 「【般】プロチゾラム錠 0.25mg」 → 「レンドルミン錠 0.25mg」

- ・ 先発品間でも可。薬価が高くなる場合も含むが、患者同意を得ること。
- ・ 漢方薬、生物学的製剤については対象外とする。

③ 内服薬の剤型変更

例 1 : 「ランソプラゾール OD 錠 15mg」 → 「ランソプラゾール錠 15m g」

例 2 : 「プレガバリン OD 錠 75mg」 → 「プレガバリンカプセル 75m g」

例 3 : 「ワーファリン錠 1mg 0.2T (粉砕)」 → 「ワーファリン顆粒 0.2%(2mg/g) 0.1 g」

例 4 : 「【般】 プロチゾラム OD 錠 0.25mg」 → 「レンドルミン錠 0.25mg」

- ・ 体内動態の変化が想定される剤型の変更は除く (例 : プログラフカプセル⇔プログラフ顆粒)。
- ・ 漢方薬については対象外とする。
- ・ 合剤と単成分薬剤間の剤型変更は対象外とする。
- ・ 薬価が高くなる場合も含むが、患者同意を得ること。
- ・ 安定性、利便性の向上のための変更に限る。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。

④ 内服薬の別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例 1 : 「ワーファリン錠 1mg 1.5T」 → 「ワーファリン錠 1mg 1T + ワーファリン錠 0.5mg 1T」

例 2 : 「アムロジピン錠 5mg 2T」 → 「アムロジピン錠 10mg 1T」

- ・ 漢方薬については対象外とする。
- ・ 安定性、利便性の向上のための変更に限る。
- ・ 薬価が高くなる場合も含むが、患者同意を得ること。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 外用薬の規格変更は認められない。

⑤ 消炎鎮痛剤における剤型の変更 (パップ剤⇔テープ剤)

例 : 「ロキソニンパップ 100mg」 → 「ロキソニンテープ 100mg」

- ・ 患者が希望した場合に限る。

⑥ 日数の適正化

ビスホスホネート製剤等の週 1 回あるいは月 1 回服用の製剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方された場合の処方過誤日数の適正化、「1 日おきに服用」等と処方された薬剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方された場合の処方過誤日数の適正化

例 : ほかの処方薬が 56 日分で処方するとき、

「アレンドロン酸 35mg 1 錠 56 日分」 → 「アレンドロン酸 35mg 1 錠 8 日分」

- ・ 単独処方の場合や、ダイドロネル錠、リセドロン酸 17.5mg 錠は除く。

⑦ 残薬調整

- ・ 患者より前回処方薬の余りがあることを確認した場合、処方日数を調整し、減ずる。処方

日数を増やすことはできない。

- ・ 薬の残薬数以上に処方日数を減じる場合ことはできない。
- ・ 外用剤の本数、枚数の変更も含む。
- ・ 「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」または「保険医療機関へ情報提供」にチェックがある場合は、その指示に従う。
- ・ 免疫抑制剤（シクロスポリン、タクロリムス、エベロリムス、ミコフェノール酸モフェチル）は除く。

#### ⑧ 長期収載品の選定療養に係る事項

これまで後発品で調剤している薬剤の継続処方でも2024年10月1日以降に選定療養を理由に変更不可指定が入った場合について、従来通りの後発品調剤への変更

#### 4. 問い合わせ不要の例外

- ① 麻薬、抗悪性腫瘍剤についてはすべての項目から対象外とする。
- ② 申し合わせ事項②～④に関して、漢方薬、生物学的製剤は対象外とする。
- ③ 申し合わせ事項⑦に関して、免疫抑制剤（シクロスポリン、タクロリムス、エベロリムス、ミコフェノール酸モフェチル）は対象外とする。
- ④ 適応症が異なる医薬品間の変更は対象外とする。
- ⑤ 各項目において、一部診療科は**対象外**とする。

	対象外診療科
① 一包化調剤への変更	呼吸器外科、麻酔侵襲制御科、心臓血管外科、脊椎外科
② 成分が同一の銘柄変更	
③ 内服薬の剤型変更	脊椎外科
④ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更	脊椎外科
⑤ 消炎鎮痛剤における剤型の変更	脊椎外科
⑥ 日数の適正化	
⑦ 残薬調整	脊椎外科

#### 5. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更にて調剤した場合には、「藤田医科大学病院 疑義照会簡素化プロトコル報告書」に必要事項を記載し、変更内容を記載した処方箋と共に藤田医科大学病院薬剤部へ FAX する。

藤田医科大学病院薬剤部 FAX: 0562-93-4537

#### 6. 各種問い合わせ窓口・受付時間

- ① 問い合わせ簡素化プロトコルについて

受付時間 平日 9 時～17 時、土曜 9 時～12 時

薬剤部 DI 室 TEL：0562-93-2128 FAX：0562-93-4637

② 処方内容に関する事項（通常の疑義照会）

受付時間 平日 9 時～17 時、土曜 9 時～12 時

各外来診療科 TEL：0562-93-2111（病院代表）

7. 注意点

- ・必ず患者の同意を得たうえで実施すること。
- ・上記に該当しない変更を含む疑義照会は、必ず診療科へ電話にて確認を行う。

2022 年 7 月	初版
2022 年 8 月 22 日	一部改訂
2023 年 2 月 7 日	一部改訂
2024 年 10 月 7 日	一部改訂（下線部）

